

総 財 公 第 1 9 号
令和元年 7 月 2 3 日

各 都 道 府 県 担 当 部 長
（都道府県第三セクター等担当課扱い）
（市区町村第三セクター等担当課扱い）
各 指 定 都 市 担 当 局 長
（第三セクター等担当課扱い）

殿

総務省自治財政局公営企業課長
（ 公 印 省 略 ）

第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注）をいう。以下、同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 101 号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知）により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について効率化と経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しています。

その後、総務省では、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において、第三セクター等に関し「財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進」とされたことを受けて、平成 30 年 2 月には、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知。以下、「経営健全化方針策定通知」という。）により、地方公共団体が有する財政的なリスクが相当程度となっている第三セクター等に関し、当該第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対して「経営健全化方針」を平成 30 年度末までに策定するよう要請しています。

これを受けて、本年 4 月には、各第三セクター等に係る平成 30 年 3 月 31 日までに終了した事業年度の決算データ（以下、「平成 29 年度決算データ」という。）を踏ま

えた経営健全化方針の策定状況についての調査を行いました。その結果、平成 31 年 3 月 31 日時点で、76.4%が経営健全化方針を策定しているところですが、未策定の団体も見受けられるところです。

つきましては、まず、未策定の団体においては、速やかに策定していただくようお願いいたします。

また、策定済みの団体においては、財政的なリスクの計画的な解消を着実に推進するため、下記 1 に留意の上、毎年度、策定した経営健全化方針に基づく取組状況を公表していただくようお願いいたします。

さらに、各地方公共団体においては、同様の取組を継続的に推進するため、各第三セクター等に係る平成 30 年度以降の決算データを踏まえ、下記 2 に留意の上、引き続き、経営健全化方針策定通知に準じて、財政的なリスクが相当程度となっている第三セクター等に係る経営健全化方針を策定し、取組を行うとともに、その進捗を公表していただくようお願いいたします。

各都道府県の市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してこの旨を周知していただくとともに、管内市区町村が関係する第三セクター等の状況について配意いただき、適宜必要な助言を行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

（注）本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいいます。

記

1. 平成 29 年度決算データを踏まえた経営健全化方針を策定済みの地方公共団体
 - ・取組状況の公表は、各地方公共団体のホームページ等で公表されたいこと。公表事項については、例として、別添の「参考 1」を参考にされたい。
 - ・取組状況の公表は、毎年度、定期的に行われたいこと。
 - ・なお、経営健全化方針を策定済みの地方公共団体で、まだその内容をホームページ等に掲載していない団体においては、速やかにホームページ等に公表されたいこと。
2. 平成 30 年度以降の決算データを踏まえた経営健全化方針の策定と取組状況の公表
 - ・今後、第三セクター等に係る平成 30 年度以降の決算データが明らかになり次第、

経営健全化方針策定通知中、「２．策定する必要がある地方公共団体」（別添「参考２」）に照らして、経営健全化方針の策定を必要とする法人に該当するかどうかを判断し、該当する場合は、速やかに策定すること。

- ・経営健全化方針を策定後は、上記１と同様の方法で、経営健全化方針に基づく取組について、毎年度、定期的にその取組状況を各地方公共団体のホームページ等で公表されたいこと。

３．その他

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年６月 21 日閣議決定）においては、「財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において 2018 年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020 年度から取組状況を把握・公表する」とされた。
- ・そのため、今後、各地方公共団体の取組の公表状況調査（平成 30 年度以降の決算データを踏まえて経営健全化方針の策定が必要となった地方公共団体にあつては、策定状況調査を含む）を行うことを予定している。
- ・経営健全化方針の内容については、経営健全化方針策定通知のほか、別添の参考様式（別添「参考３」）を参考にされたいこと。また、その他留意点についても、適宜、経営健全化方針策定通知を参照されたいこと。

以上

～取組状況の公表事項の例～

以下の例を参考に、経営健全化方針に基づく取組状況をホームページ等に掲載してください。

<例>

経営健全化方針に基づく取組状況（令和〇年度）

○法人名：

○経営健全化方針を策定した理由：

（例）

- ・債務超過額が〇〇円発生したため、策定したもの。
- ・損失補償、債務保証又は短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する割合が〇〇%となり、実質赤字比率の早期健全化基準である〇〇%を上回ったため、策定したもの。

※該当する経営健全化方針の策定要件に応じて、当該法人の状況を踏まえて記載。

○財政的リスクの状況

	平成 29 年度 決算（※ 1）	…	令和〇〇年度 決算（※ 2）	目標達成年度 （令和〇〇年度）※ 3
債務超過額（千円）		…		0 千円
事業の内容に応じて時価で評価した場合の債務超過額（千円）		…		0 千円
土地開発公社のうち債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間 5 年以上の土地の簿価総額（A）（千円）		…		〇〇千円
損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額（B）（千円）		…		〇〇千円
標準財政規模（千円）（C）		…		—
実質赤字比率（%）		…		—
（A）／（C）（%）		…		10%未満
（B）／（C）（%）		…		〇%未満

※ 1：経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値を記載

※ 2：該当する経営健全化方針の策定要件に関して、直近の決算額を、順次記載していく。

※ 3：当該団体が目標とする財政的リスク解消の達成年度の見通し及び数値を記載。なお、経営健全化方針策定通知においては、今後 5 年間で経営健全化方針の策定要件（財政的リスク）を解消することを目指して取組を記載することとしていることに留意。

○主な取組状況（令和○年○月現在）

（例）

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・ 不採算部門の縮小、廃止の令和○年○月からの実施に向けて、検討を行った。
- ・ 組織、人員の見直しを行い、○人の人員削減を行い、対前年度比○○百万円のコスト削減を図った。
- ・ 収益向上の取組として、○○を行い、対前年度比で○○百万円の増収となった。
- ・

【地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための対応】

- ・ 令和○年○月に「○○委員会」を開催し、外部専門家などを活用した進捗管理、評価、検証を実施した。
- ・ 赤字の要因であった○○事業を廃止したことを受けて、補助金の支出額を○○円削減した。
- ・

○法人の財務状況

（貸借対照表から）

	平成 29 年度 決算（※4）	・・・	令和○○年度決算 （※5）
資産総額		・・・	
（うち現預金）		・・・	
（うち売上債権）		・・・	
（うち棚卸資産）		・・・	
負債総額		・・・	
（うち当該地方公共 団体からの借入金）		・・・	
純資産総額		・・・	

（損益計算書から）

	平成 29 年度 決算（※4）	・・・	令和○○年度決算 （※5）
経常収益		・・・	
経常費用		・・・	
経常損益		・・・	
経常外損益		・・・	
当期純損益		・・・	

※4：経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値を記載

※5：直近の決算額を、順次記載していく。

以上

経営健全化方針を策定する必要がある地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が 25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償等（損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けをいう。）を行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、当該法人に係る経営健全化方針を策定するものとする。

なお、次年度末までに整理（売却・清算）が予定されている法人や、次年度決算において（１）から（４）のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、対象外とする。

（１）債務超過法人

（２）実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が 5 年以上の土地の簿価総額が、債務保証又は損失補償を行っている地方公共団体の標準財政規模の 10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

（３）地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、損失補償、債務保証又は短期貸付けを行っている地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は 3.75%、市町村 11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。

（４）その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

（注）「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知）と同じである。

（ただし、趣旨を明確にするため、一部表記を改めた。）

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金 千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (%) 】
業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針: 第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載
(例)
法人の経営状況や財政的なリスクの現状□
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況□

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針: 第3. 2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討□
(事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応□
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	(うち現預金)	()	()	()
	(うち売上債権)	()	()	()
	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額			
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
	純資産額			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			